

III 変更認可の取扱い基準

- 1 採取場区域が、当初認可に対して 10 %以上増加する場合、又は 1 haを超えて増加する場合は、新規の認可申請とする。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、変更認可を受けなくてもよい。
 - (1) 機械設備を同じ形式又は仕様のものに置き換える。
 - (2) 採取期間の短縮又は採取量の減少を行うが、その他事項については変更しない。
 - (3) 火薬類消費に伴う種類別年間消費予定量が、当初認可数量に対して 50 %未満の範囲において増加する。
 - (4) その他の軽微な変更と認められる。
- 3 変更認可による採取期間の延長は、採取完了等による緑化工事等特別な場合を除き認めない。
- 4 変更認可を受けなくてよい軽微な変更を行う場合は、採取計画変更届書（別記様式第 1 号）を提出するものとする。

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

採取計画変更届書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏名または名称および法人にあっては

その代表者の氏名

電 話 番 号

認可年月日および認可番号

採石法第33条の5第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

2 変更の理由

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. ※印の項は、記載しないこと。